

○国立大学法人東北大学産学連携機構ナノテク融合技術支援センター設置内規

平成27年4月28日 産学連携機構長裁定

(設置)

第1条 国立大学法人東北大学産学連携機構に、ナノテク融合技術支援センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人東北大学(以下「本学」という。)の有するナノテクノロジー研究に関する最先端の施設及び機器を学内外の研究者の利用に供するとともに、施設・設備を共用化する事業を行うことにより、産学官の知の融合によるイノベーションを創出することを目的とする。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長は、次条に規定する実施責任者のうち産学連携機構長が指名する者をもって充てる。
- 4 センター長の任期は、機構長の任期の範囲内とし、再任を妨げない。

(支援分野の実施責任者)

第4条 次条の表の左欄に掲げる支援分野に、実施責任者を置く。

- 2 実施責任者は、当該支援分野の業務を掌理する。
- 3 実施責任者は、次条の表の右欄に掲げる担当部局の教員をもって充てる。
- 4 実施責任者の任期は、センター長の任期の範囲内とし、再任を妨げない。

(支援分野及び支援内容)

第5条 センターにおいて支援する分野及びその主な支援内容は、次の表のとおりとする。

支援分野	主な支援内容	担当部局
微細構造解析分野	材料の結晶構造解析、組織の評価および分子・物質の構造解析に関する支援	金属材料研究所 先端電子顕微鏡センター 理学研究科(附属巨大分子解析研究センター)
微細加工分野	技術開発又は試作における施設及び装置並びにそれに伴う技術及びノウハウの提供に関する支援	マイクロシステム融合研究開発センター

(備考) 先端電子顕微鏡センター及び理学研究科(附属巨大分子解析研究センター)は共同で支援を実施する関連部局。

(企画運営委員会)

第6条 センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、企画運営委員会を置く。

- 2 企画運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各支援分野の実施責任者 各1人

(3) 産学連携部長

(4) その他センター長が必要と認めた者

3 企画運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(課題審査委員会)

第7条 センターに、支援の対象となる課題の審査を行うため、課題審査委員会を置く。

2 課題審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 当該支援分野の事業参画者

(2) その他センター長が必要と認めた者

3 課題審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前項に掲げる委員のうちセンター長が指名する者をもって、副委員長は各支援分野の実施責任者をもって充てる。

4 課題申請があった場合は、当該支援分野の副委員長が第2項に掲げる委員から若干名を選び、審査を行う。

(実務者会議)

第8条 センターの運営について協議するため、実務者会議を置く。

2 実務者会議のメンバーは、センター長が指名する。

(委嘱)

第9条 第6条第2項第4号及び第5号並びに第7条第2項第2号及び第3号に掲げる委員は、センター長が委嘱する。

(任期)

第10条 第6条第2項第4号及び第5号並びに第7条第2項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(事務)

第11条 センターの事務は産学連携部において、各支援分野の事務は、担当部局の事務部において、それぞれ処理するものとする。

(料金徴収)

第12条 センターで実施する支援は、原則として有料で行うものとする。

2 前項の利用料については、別に定める。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほかセンターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

## 附 則

1 この内規は、平成27年4月28日から施行する。

2 国立大学法人東北大学産学連携推進本部ナノテク融合技術支援センター設置内規（平成19年4月1日制定）は廃止する。

附 則（令和5年3月30日改正）

この内規は、令和5年3月31日から施行する。